

子育て・教育

親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんが来た！(全4回)

10月8～29日 木曜日 午後1時30分～3時30分 東部子ども家庭支援センター◇生後2～5か月の第一子の赤ちゃんとお母さんのための講座。赤ちゃんとの関わりを学び、子育て仲間を作る◇区内在住で令和2年5～8月生まれの第一子と母親◇

10組
📞9月23日午前10時から電話で当センター☎5980-5275へ。直接窓口申込みも※先着順。

すくすく子育てセミナー ～今しかない子育てを楽しもう～

10月15日(休)、12月17日(休)、令和3年2月17日(休) 午前10時30分～正午 男女平等推進センター◇子育てや家庭生活のヒントとなるお話を聞く◇学童期までの子どもを持つ保護者、妊娠中の方◇200円📠Eメールで

「家庭倫理の会豊島区📠katei.rinritoshima@gmail.com]へ。
📠当会 森岡☎090-4391-5964

くらし等

全国瞬時警報システム(Jアラート)における全国一斉情報伝達訓練

区では、全国瞬時警報システム(Jアラート)で送られてくる緊急情報を、迅速かつ確実に伝えるため、国と連携した情報伝達訓練を行います。

す。
◇日時…10月7日(休) 午前11時頃
◇対象…防災行政無線(屋外拡声器など)、安全・安心メール、SNS
◇内容…「(防災行政無線のチャイム)。これはテストです(3回)。こちらは防災豊島区です(防災行政無線のチャイム)。」※この緊急情報伝達試験は、全国一斉に行われます。地域によっては、他区からの放送が聞こえる可能性があります。
📠防災危機管理課管理グループ☎3981-2100

秋の全国交通安全運動

やさしさが走るこの街 この道路 【9月30日(休)は交通事故死ゼロを目指す日です】

9月21日(祝)～30日(休)

一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実施し、悲惨な交通事故を防止していくことが目的です。
●子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保…保護者の方へ/子どもを交通事故から守るために信号を守らせ、車が止まったことなどまわりの安全を確認させましょう。また、飛び出しや路上で遊ぶことの危険性を教えるとともに、正しいルールやマナーについておとなが手本を示しましょう。高齢者の方へ/自分だけは事故に遭わないという思い込みは禁物です。歩き慣れた道でも横断禁止場所の横断や信号無視などのルール違反は絶対にやめましょう。歩行者の方へ/お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車にひかれる痛ましい事故が発生しています。家に帰るまで気を引き締めましょう。自転車を利用する方へ/自転車のルール違反による交通事故が増えています。自転車は自動車と同じ「車両」です。運転する時はヘルメットをかぶりましょう。区では、昨年10月から自転車の利用によって生じた他人の生命または身体の損害を賠償するための保険などへの加入が義務化されています。自転車事故に備えて損害賠償保険などに必ず加入しましょう。
●高齢運転者などの安全運転の励行…周囲に思いやりのある運転が大切です。高齢ドライバーの方へ/体調の優れない時は運転を控えるなど、常に

安全運転をこころがけましょう。区は、東京都の補助を受けて安全運転支援装置を設置した方に対して、設置費用の1割(補助限度額1万円/台、1,000円未満切り捨て)を補助することにより、装置の普及と踏み間違いによる事故をなくしていきます。また、運転に自信がなかったり、家族から心配されたら、免許証の自主返納をお考えください。運転経歴証明書の交付を受けると運転免許証と同様に身分証明書として使うことができ、様々な特典があります。すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底/6歳未満の子どものチャイルドシートの着用が義務付けられています。
●夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止…反射材用品を身に付けることで相手側に自分の位置を知らせ、交通事故を防ぎましょう。車を運転する時は夕暮れ時になったら早めに前照灯を点灯しましょう。飲酒運転の根絶/飲酒運転は犯罪です。運転者以外の酒類の提供者や車両の同乗者、車両の提供者も罰せられます。自転車も飲酒運転は禁止です。また、「あおり運転」は危険極まりない行為です。道路交通法違反であり、事故を誘因した場合はさらに厳しく処罰されます。
●二輪車の交通事故防止…カーブや交差点の手前では十分に速度を落とし、しっかりと安全確認をしましょう。ヘルメットを正しくかぶり、胸・腹部を守るプロテクターを着用し、体の露出がなるべく少なくなるような長袖・長ズボンを着用しましょう。
●自転車も含め、運転中や歩きながらスマートフォンなどを操作するいわゆる「ながらスマホ」は大変危険ですので絶対にやめましょう。
●踏切の通行には注意しましょう。ベビーカーや手押し車などが溝にはまって動けなくなったら、急いで踏切から出て、身の安全を守ることを最優先してください。また、踏切内で転倒したり、動けなくなっている人がいたら、「非常通報ボタン」を押して事故防止にご協力ください。
📠交通安全対策グループ☎3981-4856

イベント

「赤い鳥」を語り継ぐ、おばあちゃんのおはなし会

10月3日(土) 午後2時～2時30分 雑司が谷旧宣教師館◇小川未明「春がくる前」、菊池寛「落ちた雷」📠当日直接会場へ。
📠当館☎3985-4081

「旧鈴木家住宅」秋の特別見学会

10月25日、11月1・8日 日曜日
①午前10時から、②午後2時から(各回1時間) 鈴木信太郎記念館◇区指定有形文化財「旧鈴木家住宅」の特別見学会。普段は非公開の書斎棟2階も案内◇各回5名📠往復はがきで10月6日(必着)までに「〒170-0013 東池袋5-52-3 鈴木信太郎記念館見学会申込み」へ。はがき1枚につき1名まで。第2希望まで申込み可※応募者多数の場合は抽選。
📠当館☎5950-1737



▲前回見学会の様子

柳家三三 三夜 三道楽×三席 江戸三味

10月28日(休)～30日(金) 午後7時開

演 あうるすぽっと◇柳家三三が三夜連続でお届けするスペシャル公演。出演…柳家三三◇一般3,500円ほか(全席指定)📠区民…9月25日、一般…9月26日よりとしまチケットセンター📠https://www.owlspot.jp/から申込み。
📠あうるすぽっと☎5391-0751

一めじろアートタイム vol.1—「御家流の師範から習う、親子で香道体験」

10月31日(土) ①午後1時～2時30分、②午後3時～4時30分 目白庭園赤鳥庵◇本格的な香道を親子で楽しく体験。香道の歴史や香炉の扱い方、香の聞き方について学び、聞いた香と同じ香を当てる組香を楽しむ。講師…御家流香道師範/小畑洋子氏◇小学生と保護者◇各回15組30名◇1組2,000円📠往復はがきかファクスかEメール(右部記入例参照。希望回、ファクス番号も記入)で「〒171-0031 目白3-20-18 目白庭園、☎5996-4886、📠info@mejiro-garden.com」へ。直接窓口申込みも可※先着順。
📠当園☎5996-4810

講演・講習

オンライン特別講演会(全3回) テーマ「オリンピックと文学者」

9月25日、10月2・9日 金曜日 午前11時～11時20分◇オリンピックと文学の意外な相愛ぶりをテーマに、としまテレビ「としま情報スクエア」

令和2年豊島区功労者を表彰します

「豊島区表彰条例」に基づく令和2年豊島区功労者が、表彰審査会の審査を経て決定しました。区功労者とは、長年にわたり豊島区の振興発展・区民福祉の向上に貢献し、その功績が著しい方です。表彰式は10月1日、としま区民センターで行います。
📠総務課総務グループ☎3981-4451
※敬称略。役職は在職時のもの。

◆自治功労(11名)

- 町会長(6名)
遠藤 昭 南大塚一丁目南松町会会長
蕪木 文昭 長崎一丁目町会会長
佐藤 喜幸 東二町会会長
重田 軍司 上り屋敷町会会長
東原 正人 池袋本町末廣町会会長
三嶋日出光 千早一丁目町会会長
○附属機関の委員(5名)
岩崎津代子 障害認定審査会委員
大淵 智巳 同
加藤 和貴 同
水谷 貞子 同
木曾 真吾 建築紛争調停委員会委員

◆社会福祉事業功労(39名)

- 社会福祉事業の経営者(1名)
小林 光俊 社会福祉法人敬心福祉社会理事長
○社会福祉関係団体の長(2名)
小林 弘子 悠々会会長
西村 敏男 南長崎四丁目福寿会会長
○社会福祉施設に勤務する職員(9名)
穴吹 峰章 特別養護老人ホーム風かおる 施設長
岡田 ルミ 特別養護老人ホーム風かおる 職員
野呂田ゆう子 池袋ほんちょうの郷高齢者 在宅サービスセンター職員
姥山 雅子 ゆきわりそ職員
- 山崎 岳彦 ゆきわりそ主任
阿保 清香 千早子どもの家保育園保育士
片岡 沙樹 しいの実保育園園長
上条 弥生 愛の家保育園保育士
高野 公代 若草保育園調理員
○各種相談員等(2名)
戸澤 雅美 青少年育成委員会委員
鳥潟 葉子 同
○民生委員・児童委員(21名)
朝倉百合子 民生委員・児童委員
井戸 尚子 同
内海 晴子 同
大草 栄子 同
奥山 義則 同
加藤 優子 同
櫻井 幸子 同
佐々木敬彦 同
鈴木 克明 同
田中真砂子 同
津田賢恵子 同
飛田 和江 同
永良 秀子 同
比留間恭子 同
藤原 文子 同
前田和加奈 同
松浦 和代 同
松崎伊津枝 同
羽山 禎宏 同
山崎 光子 同
吉村 澄子 同

内で講演会を放送。後日区公式YouTubeチャンネルで公開。講師…鎌倉文学館館長/富岡 幸一郎氏。
📠図書館課企画調整グループ☎3983-7861

豊島区シルバー人材センター

①入会説明会…10月16日(金)、10月19日(月)、11月13日(金) 午前9時30分から◇区内在住でおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方◇年度会費2,000円
②パソコン&iPad&スマホ教室…①無料体験教室/10月8日(休) 午後0時45分～2時15分、②災害時スマホ活用/10月15日(休) 午後0時45分～2時15分◇510円、③パソコン入門(全4回)/10月2～23日 金曜日 午後0時45分～2時15分◇5,600円、④初級ワードI(全4回)/10月7～28日 水曜日 午後0時45分～2時15分、⑤初級エクセルI(全4回)/10月1～22日 木曜日 午後3時～4時30分◇⑥⑦5,800円、⑧ワード基礎I(全4回)/10月2～23日 金曜日 午後3時～4時30分、⑨エクセル基礎I(全4回)/10月6～27日 火曜日 午前10時～11時30分◇⑩⑪6,600円、⑫パワーポイント入門(全4回)/10月6～27日 火曜日 午後0時45分～2時15分◇5,800円、⑬ZOOM入門(パソコン)(全2回)/10月1・8日 木曜日 午前10時～11時30分◇2,550円、⑭スマホ(全1回)/10月19・26日 月曜日 午前10時～11時30分◇1,550円
📠①は電話で当センター☎3982-9533へ。②は往復はがきかファクス

(下部記入例参照。①～⑭(ア)(イ)の希望する教室名も記入※(イ)の場合は希望する日付も記入)で「〒170-0013 東池袋2-55-6 シルバー人材センター、☎3982-9532」へ※先着順。

国勢調査への回答をお願いします

国勢調査員が、調査書類を各世帯の郵便受けに順次投かんしています。回答方法は「インターネット回答」[郵送回答(紙の調査票)]の2通りです。10月7日までに回答をお願いします。インターネット回答は約10分(一人世帯の場合)で回答できるため便利です!
📠豊島区国勢調査コールセンター☎0570-000-595



はがきなどの記入例

- ① 事業またはイベント名 ※往復はがきを
利用する場合、
返信に〒住所、
氏名を記入して
ください。
② 〒住所 ※申込み方法は
各記事参照。
③ 氏名(ふりがな)
④ 年齢
⑤ 電話番号
⑥ その他必要事項

介護保険で利用できる、訪問介護の正しい利用をお願いします

訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスは、介護職員(ホームヘルパーなど)が自宅を訪問して、食事・排せつ・入浴などの介助や掃除・洗濯、食事の準備や調理を行います。主に①身体介護、②生活援助、③通院などのための乗車・降車介助の3つのサービス区分があります。サービスの内容、家族の状況によっては利用できないものもあります。別表を参照し、介護保険サービスを正しく利用してください※交通事故などの第三者行為により介護保険の給付を受ける場合、第1号被保険者(65歳以上)の方は介護保険課へ連絡してください。
📠訪問介護について…介護保険課給付グループ☎3981-1387、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスについて…高齢者福祉課総合事業グループ☎4566-2435

| 訪問介護のサービス区分 | 主なサービスの内容 |
|--|--|
| (1) 身体介護 | 食事をしたり、飲み物を飲んだり、薬を飲むことの介助 着替えなどの介助 トイレやポータブルトイレの利用やおむつ交換などの排せつ行為の介助 入浴や洗髪、全身を拭く介助 体の向きを変えたり、車イスへの乗り移り・移動の介助 |
| (2) 生活援助 ※原則として、同居家族のいる方には提供できません。ただし、家族などが障害や疾病などの理由により、またそのほかやむを得ない理由により、家事が困難な場合は、利用が可能な場合もあります。 | 調理や配膳、後片付けなど 部屋やトイレの清掃、ゴミ出しなど 洗濯や洗濯した衣類の整理や入れ替え、ボタン付けや縫いなどの補修 生活必需品の買い物や、病院などへ薬を受け取りに行くなどの援助 シーツや布団カバーの交換、布団の上げ下ろし |
| (3) 通院などのための乗車・降車介助 ※要介護1以上の方のみ利用できます。また、運賃はすべて自己負担となります。 | 届け出をした訪問介護事業所の介護職員(ホームヘルパーなど)が、通院などのため、利用者に対して自ら運転する車への乗車や降車の介助を行うとともに、乗車前や降車後の屋内外において移動などの介助を行います。なお、病院内での介助は原則できません。 |

◎次のような場合、訪問介護サービスとして利用することはできません。

| |
|---|
| (1) 商品の販売や農作業などの生業の援助的な行為 |
| (2) 利用者本人への援助ではなく、家族のために行う行為や家族が行うことが適当と判断される行為 |
| (3) 介護職員(ホームヘルパーなど)が行わなくても日常生活に支障がない行為 |
| (4) 日常的に行われる家事の範囲をこえる行為 |
| (5) リハビリテーションや医療行為 |
| (6) 金銭管理や契約行為 |

- また、要介護1～5の方を対象に、訪問介護サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせる選択的介護も実施しています。📠介護保険課特命グループ☎4566-2468
- 上記以外にも、電球・蛍光灯の交換、軽易な家具の移動など(ただし、継続性のないものは「困りごとと援助サービス」(住民参加型たすけあい活動)の利用もできますので相談してください。◇対象…65歳以上のひとり暮らしの方・高齢者世帯、障害者など◇費用…30分以内500円●活動する協力員も募集中!
📠豊島区民社会福祉協議会困りごとと援助サービス担当☎3981-3166